

## 仕様書

### 1 業務内容

#### (1)内容

令和7年3月から10月にかけて、吹田市立古江台小学校の洗浄室及び給食調理室の改修工事を行うに伴って、厨房用備品の購入を行うもの。

#### (2)購入備品、規格及び数量

別紙「吹田市立古江台小学校給食調理室厨房用備品一覧」「各備品仕様書」「各備品図面」のとおり

#### (3)納入場所

吹田市立古江台小学校  
吹田市古江台5丁目6番1号

#### (4)納入期限

令和7年8月19日(火)(G-洗浄室分)

令和7年9月19日(金)(上記以外の備品)

※ただし、各種備品の設置に係る工程及び日程については、事前に学校教育部保健給食室及び改修工事業者と調整を図ること。

### 2 基本要件

(1)機器等の仕様や操作説明、保守の内容を遵守し、履行するうえで必要になる全ての諸経費は受注者の負担とすること。

(2)機器設置作業の工程及び日程について事前に学校教育部保健給食室と調整を図ること。

(3)納入検収は、学校教育部保健給食室立会いのうえで引渡しすること。

(4)各製品は指定のとおり納入すること。別紙「吹田市立古江台小学校給食調理室厨房用備品一覧」「各備品仕様書」では参考品番(型式)及び仕様を示しており、その参考品番(型式)及び仕様で示すものに準拠する性能を有する製品を納入すること。

(5)備品のサイズについては、「各備品仕様書」に記載の仕様のとおりとする。

(6)複数導入する機器等は全て同一メーカーの同一のものとする。

(7)受注者は、別紙「吹田市立古江台小学校給食調理室厨房用備品一覧」「各備品仕様書」に記載された品名ごとに評価額を算出したものを提出すること。

(8)1学期給食終了後から8月上旬までに、既設されている次の物品について撤去処分すること。

撤去処分物品:ミキサー(1台)、立体炊飯器(1台)、はかり(12kg 1台)、はかり(8kg 1台)、移動台(1000×560×700 SUS ほかに10台程度)、3連更衣ロッカー(1台)、調理台(4台)

(9)管理資料として、施工図、取扱説明書、運用説明書等を学校教育部保健給食室に提出すること。

### 3 各種作業要件

- (1) 機器等の搬入・設置は、学校教育部保健給食室の指示に従い実施すること。
- (2) 納入現場の壁面や床の下地材及び仕上げ材を把握し、取付位置を確認すること。
- (3) 給食調理室の設備(ガス回転釜等)の立上位置は別紙図面のとおりとす。また、配管接続工事及びガスコックについても本業務に含むものとする。
- (4) 必要な物品・付属品は受注者が全て用意し、各機器・設備等が正常に稼働するようにすること。
- (5) 別紙「吹田市立古江台小学校給食調理室厨房用備品移設品一覧」に記載された既存品について、改修工事の一定期間、受注業者で保管し、また、同小学校の所定の場所に再度設置すること。  
ただし、一覧のうち NO.18~20 については他校へ移設・設置すること(移設校については未定)。
- (6) 化粧シートコート材や接着剤は、トルエン、キシレン等の厚生労働省が濃度指針値を含めた 13 物質を含まない環境対応型(シックハウス症候群対応)を使用すること。
- (7) 納入・設置する場所の詳細を確認のうえ、ドア・床・壁、その他の適宜必要な養生を行うこと。
- (8) 機器等設置作業および移設作業において、万一製品及び建築物等を破損させた場合は、受注者の責任において現状の復旧に努めること。
- (9) 受注者は、納入製品が検収後 1 年以内に故障等不具合が生じた場合は、迅速に無償で修繕を行うこと。ただし、メーカーが独自に 1 年を超える無償保証サービスを設定している場合は、当然その条件を受けられるものとする。
- (10) 納入する製品および移設する製品の開梱及び包装材の回収は受注業者で行うこと。また、梱包等の廃材は、適切に回収・処分すること。
- (11) 学校教育部保健給食室が指定する場合において、同小学校給食室改築工事の打合せに参加すること。
- (12) 仕様書等に明示されていない事項であっても、製品を納入するうえにおいて必要なものは、学校教育部保健給食室の指示に従い、受注者の負担で行うこと。
- (13) 上記に記載がない事項、あるいは疑義が生じた場合には、学校教育部保健給食室と受注者双方で協議して解決すること。